

## 宮古島市公私連携保育法人募集要項

宮古島市では、平成30年より公立保育所の一部を公私連携型保育所へ移行しております。ついては、本市の幼児教育・保育行政を理解するとともに、継続的かつ安定的に運営を行うことができる能力を有する事業者を公募する。

### 1 公私連携型保育所とは

市町村長が設置・運営主体である民間法人（公私連携法人）と連携し、土地・建物など設備の無償または廉価による譲渡・貸付など設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育・保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう協定を締結して担保する保育所。

### 2 募集を行う保育所

福里保育園

#### (1) 施設概要

施設の所在地	宮古島市城辺字福里 3 7 7 - 5
施設の概要	・延床面積 : 6 1 3 . 3 m <sup>2</sup> ・主 な 室 : 保育室 6、沐浴・調乳室、事務室（医務室）、調理室、休憩室（更衣室）、便所 5、倉庫、その他 ・定 員 : 4 0 人程度 0 歳児 3 人・1 歳児 6 人・2 歳児 6 人 3 歳児 1 3 人・4 歳児 6 人・5 歳児 6 人

### 3 開始予定年月日

令和 4 年 4 月 1 日からとする。

#### 4 連携法人が行う業務

- ( 1 ) 保育業務
  - 保育事業
  - 延長保育事業
  - 保育情報の提供、相談及び助言
  - その他、市長が必要と認める保育業務
- ( 2 ) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ( 3 ) その他、市長が必要と認める関連業務

#### 5 行政財産の取り扱い等

- ( 1 ) 建物
  - 無償貸与とする。
- ( 2 ) 土地
  - 無償貸与とする。
- ( 3 ) 備品及び消耗品等
  - 無償貸与とする。
- ( 4 ) 公私連携型保育所移行後は、施設の維持・修繕・工事等については、公私連携保育法人の費用で行うこと。なお、多額な費用を伴う大規模修繕及び工事等が生じた場合は、市と協議することとする。

#### 6 運営の条件

- ( 1 ) 職員の配置
  - 施設長は専任とし、社会福祉事業に従事した経験を5年以上有し、児童福祉に熱意と指導力のある者とする。
  - 主任保育士は、保育実務経験5年以上の経験を有すること。
  - 保育実務の経験年数が3年以上の保育士を3分の1以上とすること。
  - 正職保育士の占める割合は、6割以上とすること。
- ( 2 ) 開所時間及び開所日等
  - 保育時間 午前7時30分～午後6時30分（11時間）
  - 延長保育 午後6時30分～午後7時30分（1時間）
  - 閉所日 日曜日、慰霊の日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

## 7 応募要件

次の要件を満たすこととします。

- (1) 宮古島市内に住所を有する法人であること。
- (2) 宮古島の保育行政を理解し、運営において宮古島市に積極的に協力する法人であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

## 8 審査及び公私連携保育法人の決定等

- (1) 宮古島市が設置する公私連携保育法人選考会において審査（プレゼンテーション）を実施する。なお、実施日については後日通知する。
- (2) 公私連携保育法人候補者として決定した法人へ決定通知を送付するとともに応募事業者すべてに別途結果をお知らせします。
- (3) 審査結果に関する質問等  
審査結果に関する質問及び異議申立は受け付けない。

## 9 協定の締結

公募事業者の選考後、市は選考された公私連携保育法人候補者と公私連携型保育所の運営に関する協定を締結し、公私連携保育法人の指定を行います。

### (1) 協定期間

協定の有効期間は、2年間とする。なお、有効期間の更新については、本市と公私連携保育法人において協議するものとする。

### (2) 協定内容

児童福祉法第56条の8第2項の規定により、以下に掲げる内容を締結します。

協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

市による必要な設備の貸与及び譲渡その他の協定に関する基本的事項

協定の有効期間

協定に違反した場合の措置等

その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

### (3) 協定の取り消し

公私連携型保育所の運営並びに施設の維持管理等を適正に行うため、本市が行う指導・指示に従わない場合、上記期間中においても協定を取り消すことがあります。

### (4) 協定に関する留意事項

次のいずれかに該当した場合には協定を解除しますのでご注意ください。

保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合（あらかじめ本市の承諾を得て保育等の内容又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合を除く）。

本市の承認を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所を協定に定める保育その他の事業以外の用途に供した場合。

本市の承認を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所の用地及び建築物の形状を変更した場合。

公私連携型保育所を転貸した場合。

本市の承認を得ずに、公私連携保育法人が公私連携型保育所の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置した場合。

協定に関し重大な背信となる行為を行った場合。

## 10 応募の手続き等

### (1) 募集要項の配布

配布場所：宮古島市 福祉部 子ども未来課（宮古島市役所総合庁舎1階）

配布期間及び時間：令和4年1月24日(月)～2月7日(月) 土・日を除く。

午前9時から午後5時（午後12時00分から午後1時00分を除く）

配布方法：上記の配布場所若しくは、市ホームページよりダウンロードして使用

### (2) 募集要項に関する質問等の受付及び回答

質問方法：質問書に質問内容を簡潔明瞭に記載し、電子メールアドレスに送信すること。メールの件名は、「福里保育園質問書」とすること。なお、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。（質問書様式：様式第5号）

電子メールアドレス「e-mail：fj.kodomo@city.miyakojima.lg.jp」まで

質問期間：令和4年1月25日（火）～2月7日（月）

回答方法：質問に関する回答は、送信元に返信する。

### (3) 応募書類の受付期間及び提出方法

受付期間：令和4年1月25日（火）～2月7日（月） 土・日を除く。

ア 受付時間：午前9時～午後5時（午後12時から1時を除く）

イ 提出(応募)書類及び部数：別紙「様式第1号に明記された提出書類」のとおり

提出は、別紙提出書類一覧表のインデックス記号ごとにA4サイズ紙ファイルに綴じて提出すること。提出部数は、正本1部、副本1部、計2部提出すること。なお、必要に応じて別途書類の提出を求める場合がある。

ウ 受付先：宮古島市福祉部子ども未来課（宮古島市役所総合庁舎1階）

エ 提出方法：事前連絡の上、必要書類を提出期間内に提出場所に持参してください。郵送や電送による提出は、受け付けない。

### 1 1 応募に当たっての留意事項

- ( 1 ) 応募に関し必要な費用は、応募者負担とします。
- ( 2 ) 虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。
- ( 3 ) 提出された書類は返却しません。
- ( 4 ) 提出書類の内容は原則非公開として取り扱います。
- ( 5 ) 提出書類は、提出者に無断で、選考を行う作業以外の目的に使用しません。
- ( 6 ) 決定者の計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、協議の上認める場合があります。
- ( 7 ) 本事業において応募者がいない場合又は審査結果によりすべての提案が宮古島市の本事業実施の目的を達成できないと判断した場合は、事業者の決定を行わないことがあります。

### 1 2 スケジュール

- ( 1 ) 募集要項の配布 令和4年1月24日(月)~2月7日(月)
- ( 2 ) 質問書の受付 令和4年1月25日(火)~2月7日(月)
- ( 3 ) 応募書類の受付 令和4年1月25日(火)~2月7日(月)
- ( 4 ) 選考会(プレゼンテーション) 2月上旬予定
- ( 5 ) 公私連携保育法人候補者の決定及び通知  
選考委員会実施後、1週間を目処に通知予定
- ( 6 ) 協定の締結と公私連携保育法人の指定 令和4年3月予定
- ( 7 ) 土地及び建物の貸付等の契約の締結 令和4年3月予定

### 1 3 問い合わせ先(担当部局)

宮古島市役所 福祉部 子ども未来課(担当:友利、砂川)

TEL 0980-79-7825(直通) FAX 0980-73-1984